

平成 29 年度

財務部の運営方針

<部の構成>

資産活用室資産活用課、資産活用室財産管理課、財政課、総合契約検査室契約課、総合契約検査室工事監理課、税務室税制課、税務室市民税課、税務室資産税課、税務室納税課、税務室債権回収課

<担当事務>

- (1) 市議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 市有財産の総括管理及び活用に関すること。
- (4) 契約及び工事の検査並びに審査に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 税外債権に関すること。
- (7) 財産区に関すること。

<部の職員数>H29年4月1日現在

正職員	145名
再任用職員	10名
任期付職員	4名
非常勤職員	3名
合計	162名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

1. 基本方針

財務部は、主として、都市経営の根幹をなす「財政」「税」「契約」「財産」に関連した業務を担っています。

平成 29 年度においても、引き続き税の公平性、明確性を確保するため、正確な事務執行に努め、徴収率の維持・向上に取り組めます。

財政運営にあたっては、限られた財源の中、収支均衡を基本としながら、将来負担となる市債残高にも留意し、財政の健全性を維持していきます。

入札・契約に関しては、公平性、公正性、透明性の確保及び競争性の向上に引き続き努めます。

財産については、「公共施設マネジメント推進計画」に基づく取り組みを進めるなど、適正な管理と有効活用に努めます。

財務部では、これらの専門性の高い業務を適切かつ効率的に執行するとともに、市民に対してきめ細やかな説明責任を果たすため、継続的な人材育成に力を入れていきます。

2. 重点施策・事業

(1) 公共施設マネジメントの推進

目標	今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、機能の見直しや「更新」「統廃合」「長寿命化」などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。
取り組み	平成 30 年度からの公共施設評価実施に向け、「施設カルテ」の作成と、施設の集約化や複合化などを適切に判断できるよう評価手法についての検討を進め、「公共施設評価基準」を作成します。

(2) 新地方公会計制度の導入

目標	財政の透明性を高め、市の財政に関する市民への説明責任をより適切に図るため、国の示す統一的な基準による新たな公会計制度に基づく財務書類を作成します。新たな公会計制度は、複式簿記、発生主義により、現金支出を伴わないコストの把握や、ストック情報とフロー情報の両面を把握することが可能となります。今後、適切な資産管理、予算編成などに活用していく予定です。
取り組み	本市では、平成 28 年度において、平成 27 年度決算数値に基づく一般会計等の財務書類の作成を行いました。平成 29 年度においては、平成 28 年度決算数値に基づき、一般会計等財務書類に公営事業や、一部事務組合等の会計を連結した財務書類を作成します。

(3) 未収金対策の強化

目標	市税については、これまで現年度課税分に重点を置いた徴収を行うことにより滞納繰越を防止する取り組みや、債権を中心とした厳格な滞納処分の執行等の取り組みにより、平成 27 年度に徴収率 97.9%を達成しました。今後も目標とする 98%の達成と、その後の維持向上に努めます。 税外債権については、平成 27 年度末において約 60 億円の未収金があり、その縮減に向けて債権回収条例を制定し、条例に基づく取り組みを進めます。
取り組み	市税の収入確保については、徴収率の向上を図る方策として、個人住民税における特別徴収の徹底について平成 30 年度からの特別徴収義務者の一斉指定に向け、予告通知を送付するとともに、これまで効果のあった取り組みを充実させ、滞納繰越額をさらに縮減させていきます。 税外債権については、債権管理の更なる明確化や統一基準として債権回収条例を制定し、適正で効率的な事務処理を行い、未収金回収強化の取り組みに努めます。

(4) ふるさと寄附金ワンストップ特例の対応

目標	平成 27 年の税制改正による、ふるさと寄附金にかかる特例控除額の拡充とワンストップ特例の創設に伴い、ふるさと寄附金は全国的に大幅に増加しており、ワンストップ特例申請について今後も増加が予想されることから、適正かつ効率的な事務執行を図ります。
取り組み	ワンストップ特例申請にかかる他自治体への寄附に伴う本市への通知は、平成 27 年約 6400 件、平成 28 年約 1 万件と増加しています。本市への寄附に伴う申請も、平成 27 年 3 件から、平成 28 年の返礼品開始により約 900 件と大幅に増加しています。今後とも増加することが見込まれるため、特例申請の適用・非適用の確認も含め、迅速かつ適切に処理できるよう体制整備を図ります。

(5) 固定資産税の評価替え

目標	平成 30 年度は、土地・家屋について 3 年ごとに見直す評価替えの年度にあたるため、適正な評価替えに向けての準備を進めます。
取り組み	評価替えに伴い、固定資産評価事務取扱要領（土地編）、家屋評価マニュアルの改編・改正を行い、課内における研修等も行うことで担当職員全員が評価替えにかかる統一的基準の認識と手法等についての認識を共有し、適正な評価を行っていきます。

3. 行政改革・業務改善

◆新行政改革実施プランの改革課題

改革課題	取り組み内容・目標
4. 市有財産の有効活用	新たな財源確保策として施設へのネーミングライツ等、市が保有する土地・建物の有効活用に関して民間事業者等から提案を募集する制度を構築し、市有財産の有効活用を図ります。
5. 公債費の抑制	減債基金（貯金）を活用した、地方債の繰上償還に適切に取り組みます。
6-1. 市税等の収入確保 （ふるさと寄附金の推進）	ふるさと寄附金について、体験型の返礼品の導入を図るなど、さらなる寄附額の向上をめざします。
6-2. 市税等の収入確保 （未収金対策の強化）	債権回収条例の制定に向けての取り組みを行います。また、大阪府と府内市町村が連携協力して、個人住民税の特別徴収を実施していない事業者を特別徴収義務者として一斉に指定するなど、徴収率 98%以上をめざします。
7. 特別会計・企業会計の 経営健全化と一般会計繰 出金の抑制	特別会計・企業会計への繰出金については、国が設ける基準及び、市独自の判断で行う基準外の繰出金において、その必要性を精査し、繰出金総額の抑制を図ります。
14. 外郭団体等の経営健 全化の促進	平成 25 年 6 月に策定した「枚方市土地開発公社の経営の健全化に関する計画」に基づき、平成 29 年度においては、約 1 億 5500 万円の公社保有地の縮減を図ります。
19. 公共施設等総合管理 計画の策定及び推進	将来人口を見通した公共施設等の最適な配置を実現するため、平成 28 年度に策定した「枚方市公共施設マネジメント推進計画」に基づき、取り組みを推進します。
20. 統一的な基準による 地方公会計の整備	一般会計等財務書類に公営事業や一部事務組合等の会計を連結した財務書類を作成します。

◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
業務マニュアルの充実	部内各課において、共通認識と効率的な事務執行を図るため、業務マニュアルの充実に努めます。
償却資産にかかる未課税物件調査の充実	償却資産にかかる事業所調査の周期を5年から4年に改め、適正な賦課と税収の確保に努めます。
インターネット公売の活用促進	差し押さえた不動産やタイヤロックの実施により引き上げた車両等のインターネット公売の取り組みを促進し、市税の徴収強化を図ります。

4. 予算編成・執行

- ◆財務部は、税・契約・財産管理など内部事務を担っており、定期定例の予算執行が大半を占めていますが、できる限り執行段階での精査・工夫を行い、経費の節減に努めます。

5. 組織運営・人材育成

- ◆各業務においてスケジュールを精査するとともに、進行管理を的確に行うことにより、時間外業務の縮減に努めます。
- ◆経験年数の浅い職員に対する研修などを通じ、その育成に努めます。
- ◆入札・契約にかかる職員の不正行為防止のため、総務部が実施するコンプライアンス推進の取り組みと連携して、全部局を対象とした合同研修会を実施することにより、より効果的な職員の意識啓発と向上を図ります。
- ◆税業務においては、公平かつ適正に賦課・徴収を行い、市民への説明責任を果たすため、固定資産評価、滞納処分、税制改正及び課税事務など専門的知識と経験が必要になることから、派遣研修やOJTを通じ職員のスキルを高めます。また、部内職員向けに年2回「市税リポートひらかた」と題した情報誌を発刊し、職員の研究成果や実務、研修報告を掲載することにより職員の向上心も高めます。
- ◆市税以外の4債権（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所運営費負担金）所管部署職員の徴収ノウハウ向上を図るため、所管部署と連携し、財産調査や滞納整理などの実践研修を行います。

6. 広報・情報発信

- ◆税に関する制度の情報発信
税に関する制度や取り組みをわかりやすく、より広く市民に周知できるよう、広報ひらかたやホームページなどにある市税のページでの情報発信の充実に取り組みます。

◆租税教室の推進及び啓発

次代を担う子ども達にも市の財政や市税の仕組みを理解してもらうことを目的として、市内小学校で開催する租税教室に税務室職員を講師として派遣するとともに、「税に関する小学生の習字展」の開催や、「中学生の税に対する作文」の優秀作品の掲載を行います。



◆入札・契約に関する情報発信

入札・契約制度や入札参加資格申請受付などの情報について、広報ひらかたや市ホームページ、メールなどによる発信を行い、引き続き周知を図ります。

◆滞納処分強化等に関する情報発信

市のホームページを通じて、滞納者に対する「タイヤロック」や「インターネット公売」等の滞納処分強化の取り組みなど、多くの市民に周知するとともに、市税納期限までに納付いただけるよう周知を図ります。

◆予算関係資料の充実

当初予算にかかる公表資料について、より見やすくわかりやすい内容となるよう改善を図ります。